

事務連絡  
令和5年12月27日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課  
廃棄物規制課

令和6年度税制改正大綱の取りまとめについて（結果報告）

日頃より廃棄物処理行政の推進に種々御尽力いただきまして感謝申し上げます。

令和5年12月22日に令和6年度税制改正の大綱が取りまとめられました。税制改正要望に当たりましては、アンケート調査に御協力いただき、誠にありがとうございました。

令和6年度税制改正大綱において廃棄物関係で要望が認められた事項について、特例措置の対象となる関係者に積極的に周知いただき、当該特例措置の更なる利用拡大を促進していきたいと考えております。別添の内容について、貴管内市町村及び廃棄物処理業者等の関係者に幅広く周知していただきますよう、よろしく願い申し上げます。

【参考】

○令和6年度税制改正の大綱

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/ichiran04.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html)

担当者：

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 藤井、福永、山下

TEL：03-5501-3154（直通）

廃棄物規制課 影山、古田島

TEL：03-5501-3156（直通）

## 令和6年度税制改正大綱 結果（廃棄物関係）

## 1. 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置（軽油引取税）

廃棄物処理事業を営む者（産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者にあっては、適用対象を中小事業者等<sup>（※）</sup>に限る）が廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を3年延長することとされた。

※ 「中小事業者等」とは、次の法人又は個人をいう。

- ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（ただし、発行済株式等の総数等の2分の1以上が同一の大規模法人により所有されている法人及び発行済株式等の総数等の3分の2以上が複数の大規模法人により所有されている法人を除く。）
- ② 資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

## 2. 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

ごみ処理施設、一般廃棄物の最終処分場<sup>（※1）</sup>、PCB廃棄物等処理施設<sup>（※2）</sup>及び廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置<sup>（※3）</sup>について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとされた。

・産業廃棄物処理施設について、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の処理施設を適用対象から除外する。

- ※1 ごみ処理施設又は一般廃棄物の最終処分場であって、廃棄物処理法第8条第1項の許可に係るもの。
- ※2 PCB廃棄物等処理施設であって、廃棄物処理法第15条第1項の許可、第15条の4の2第1項の認定又は第15条の4の4第1項の認定に係るもの。
- ※3 課税標準となるべき価格を以下のとおりとする。  
ごみ処理施設：1／2  
一般廃棄物の最終処分場：2／3  
PCB廃棄物等処理施設：1／3

# 廃棄物処理業の用に供する軽油に係る軽油引取税課税免除の特例措置 (令和6～8年度)

## 特例措置の主旨

- 最終処分場内において、専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に供する軽油に係る軽油引取税については、課税免除となります。
- 本特例措置は、最終処分場の、地中に廃棄物を埋め立てるため厳格な維持管理が継続的に必要となるという特性を踏まえ、埋立期間中の適切な処理及び維持管理の促進を目的として、重機の運用に係る事業者の費用負担を軽減するものです。

## 特例措置の対象

- 「廃棄物処理事業を営む者」が廃棄物の埋立地内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械（※1）の動力源の用途に供する軽油の引取りが対象です。
- 具体的に「廃棄物処理事業を営む者」とは、①一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う地方公共団体（※2）、②一般廃棄物処分業者、③産業廃棄物処分業者、④特別管理産業廃棄物処分業者が該当します。ただし、③・④については、中小事業者等に限定（※3）されます。

- ※1 道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く
- ※2 当該地方公共団体から一般廃棄物の処分の委託を受けた者を含む。
- ※3 中小事業者等の範囲は、租税特別措置法に規定する「中小事業者」及び「中小企業者」。  
(詳細は次のページを参照してください。)

(対象となる機械のイメージ)



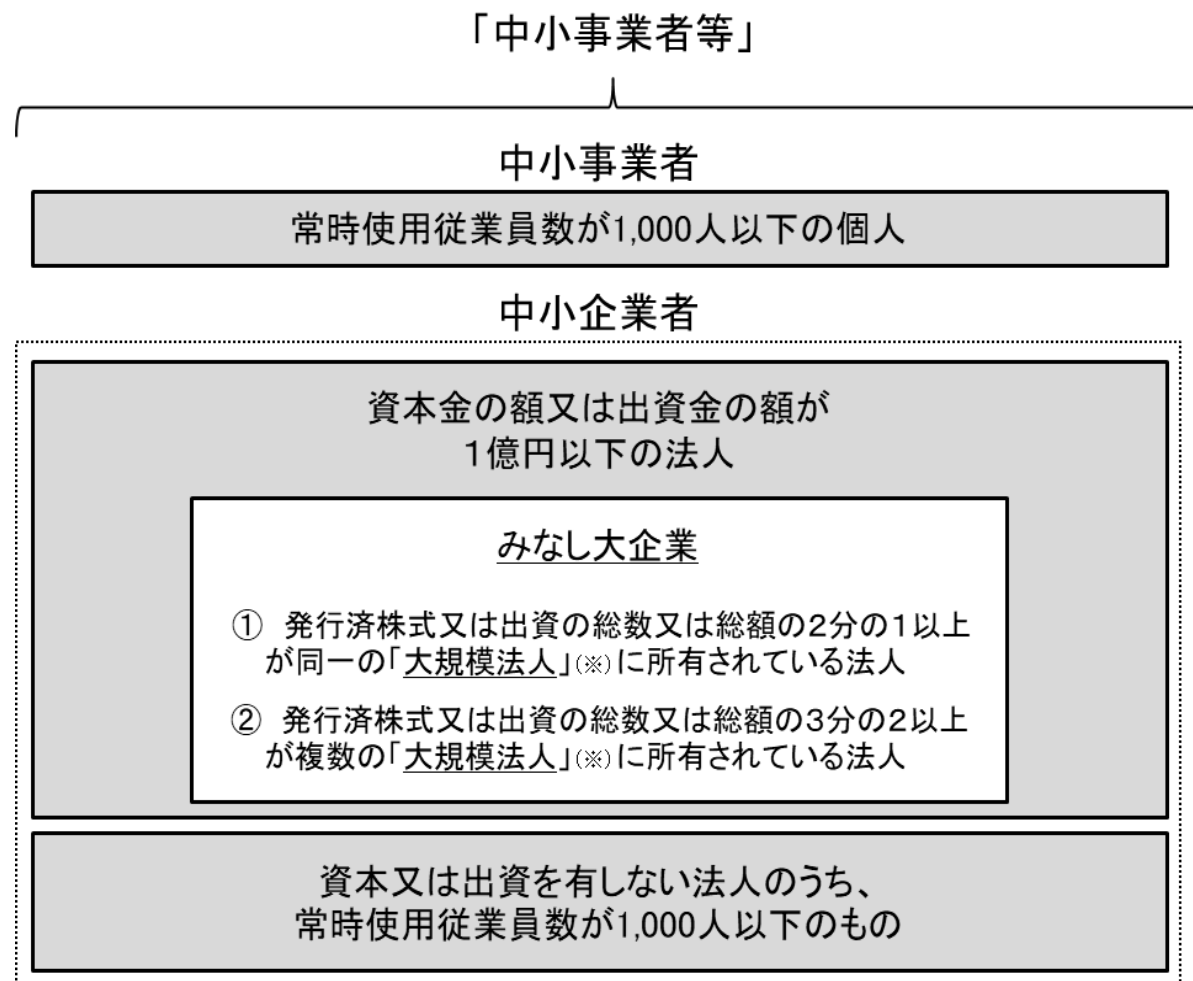
<ブルドーザー>



<パワーショベル>

## 中小企業者等の範囲

- 租税特別措置法に規定する「中小事業者」及び「中小企業者」の範囲は、以下のグレーの箇所になります。



※「大規模法人」とは、以下のいずれかに該当する法人をいう。

- ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人
- ・ 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用従業員数が1,000人超の法人
- ・ 大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人、相互会社・外国相互会社のうち常時使用従業員数が1,000人超の法人、受託法人）の100%子法人
- ・ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている普通法人

**P C B廃棄物の処理施設設置者の皆様へ  
本特例措置を積極的にご活用ください。**

**公害の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る  
課税標準の特例措置（固定資産税）**

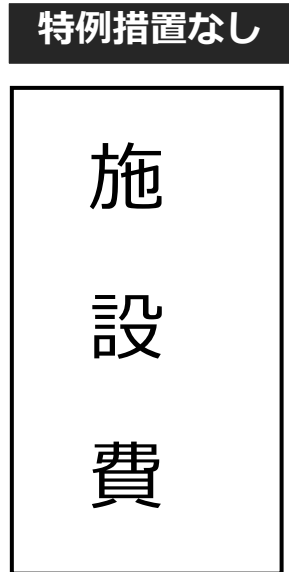
**特例制度の概要**

本制度の利用により以下の廃棄物処理施設に係る**固定資産税の課税標準価格が変わります。**

P C B 廃棄物処理施設

1 / 3

※対象は都道府県知事の  
許可施設及び大臣認定施設



※廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物処理施設への適用は、令和6年3月31日までとなります。